

平成30年9月定例会

請願・陳情参考資料

(平成30年9月19日)

生活環境部



受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
30年-19号 (30. 8. 9)	生活環境	打吹公園動物舎のカイウサギの怪我と飼育方法について 東伯郡北栄町 前田 芳彦	<p>【動物取扱業に係る規制の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）に基づき、動物の展示、販売、保管等を業として行う者は、第一種動物取扱業として知事の登録を受けなければならない。（打吹公園動物園は登録事業者） ○ 動物の健康・安全の保持、生活環境保全上の支障の防止のため、動物取扱業者の遵守基準が法施行規則で定められている。 <p>【施行規則で定められた「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」の主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な措置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。 ② ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。 ③ 飼養する動物の種類及び数は、飼養に当たたる職員数に見合ったものとする。 <p>【県の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県においては法第6条で策定が義務づけられている「動物愛護管理推進計画」において、動物取扱業者に対し監視計画を定めて計画的に立入検査を実施することとしており、原則として1年に1回以上、総合事務所生活環境局が実施することとしている。 ○ また、第一種動物取扱業の登録や5年ごとの登録更新に係る基準適合や確認のための審査や、苦情・通報を受理したときにも立入調査を実施している。 <p>【打吹公園動物園に対する立入調査の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 打吹公園動物園については、平成29年11月以降、陳情者からウサギの飼養管理方法等の改善指導を求める通報が中部総合事務所生活環境局にあり、動物愛護担当職員（獣医師）が動物園への立入調査を実施している。 ○ 立入調査の結果、遵守基準に適合していない事項が認められたため、動物園を所管する倉吉市建設部管理計画課及び飼育員に対し、中部総合事務所生活環境局が改善指導を行った。
<p>【陳情の要旨】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 打吹公園のカイウサギ飼育状況について、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び動物の管理の方法等の細目に違反していないか立入調査すること。 2 倉吉市等の関係各所に対して、打吹公園の展示動物の適正飼育や環境改善に関する指導を行うこと。 			

【参考】

○ 打吹公園動物園への立ち入り調査状況

通報日 (立入日)	通報内容	立入調査時の状況	指導結果
H29.11.7 (H29.11.8) H29.11.14 (H29.11.14)	ウサギの飼養頭数が多い。	ウサギは雄雌を分けて飼養しておらず、計画的な繁殖が行われていない。	繁殖を制限するため、雄雌を分けて飼養することとした。
H30.6.5 (H30.6.5)	怪我したウサギが放置されている。 飼育舎内が糞で汚れている。	左後肢に擦り傷があるウサギが1羽いるが、治療されていない。 清掃は毎日朝夕の2回行われている。	飼育員が患部を消毒した。 清掃時間を給餌前から給餌後に変更した。
H30.7.13 (H30.7.13)	目を怪我したウサギが放置されている。 飼育舎内の柵が壊れている。	右眼を怪我し化膿しているウサギが1羽いるが、治療されていない。 飼育舎内の柵が折れ、突起状になっている。	飼育員が化膿止めの軟膏を患部に塗布し、他のウサギと隔離した。 飼育舎内の壊れた柵板を撤去した。
H30.8.15 (H30.8.16) (H30.8.31)	目を怪我したウサギが放置されている。 飼育舎の清掃、管理が行き届いていない。	化膿止めの軟膏が塗布され、隔離されている。 毎日朝夕の清掃は行われているが、暑さ対策で置いた氷が融け、床が濡れている。	獣医師の往診を受け、眼の化膿は治まったと診断された。 暑さ対策の氷は、融水が生じない保冷材に変更した。 清掃を1日3回(朝昼夕)に増やした。

○ 県内の登録施設数と動物取扱業者への立入調査件数

年度	県内の登録施設	立入件数(施設数)
27	154	106 (103)
28	142	93 (85)
29	160	105 (99)

<p>受理番号 (受理年月日) 30年-22号 (30. 9. 18)</p>	<p>所管 生活環境</p>	<p>件名及び提出者 消費者行政の拡充を求め る意見書の提出等につい て 倉吉市 佐太 足羽</p>	<p>現状と県の取組状況</p>																																
<p>【陳情の要旨】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多発する食品偽装や消費者トラブルに 関連し、鳥取県において消費者相談窓口 及び消費者行政の機能拡充・強化と学校 教育の現場における消費者教育を推進す ること。 2 政府及び国会に対し、消費者相談が地 方自治体の消費者相談窓口において迅速 かつ適切にあっせん処理ができるよう、 地方消費生活行政の体制・人員・予算を 拡充・強化するための予算措置を充実さ せ、消費者問題に対処できる体制を構築 する意見書を提出すること。 			<p>【現 状】 ○相談体制 ＜県消費生活センターの相談窓口＞ 本県では消費生活相談業務をNPO法人コミュニティセンターに委託実施。 東部相談室 2名 (開設日：平日、ただし祝日・年末年始を除く) 中部相談室 1名 (火～土、ただし祝日とその翌日、年末年始を除く) 西部相談室 2名 (毎日、ただし祝日・年末年始を除く)</p> <p>＜市町村の相談窓口＞ ・鳥取市、米子市、境港市は、単独で消費生活センターを設置。 ・中部管内については中部ふるさと広域連合で中部消費生活センターを設置し、相談業 務をNPO法人コミュニティセンターに委託実施。 ・伯耆町は単独で消費生活相談窓口を設置。 ・その他の町村は消費生活相談窓口※を設置し、相談業務をNPO法人コミュニティマ ーサポーター鳥取に委託実施。 ※各相談窓口の相談業務にあたっては、相談員が巡回相談を実施。なお、相談員が不在の場合は電話で相談を 受けることも可能。 (業務委託の背景) 平成 21 年に制定された消費者安全法により消費生活にかかるといわれる相談対応を市町村でも行うこととなつたた め、相談員の共有による人員の確保及び相談対応の向上を目的に、平成 24 年度から NPO 法人コミュニ ティマースポーター鳥取 (相談員：14 名) に相談業務を委託実施している。</p> <p>○相談件数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>93.5</td> <td>89.1</td> <td>91.1</td> <td>単位：万件</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>3,281</td> <td>3,131</td> <td>3,500</td> <td>単位：件</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2,712</td> <td>2,632</td> <td>3,556</td> <td>単位：件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○予算措置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県(補正を含む) 千円</th> <th>国(補正を含む) 百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>72,395</td> <td>2,880</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>108,265</td> <td>4,680</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>107,214</td> <td>5,480</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度の国の制度改正により、交付率10/10の「先駆的事業」が廃止され、交付率1/2の「強化事業」 に組み替えられた。</p>	区分	H27年度	H28年度	H29年度	備考	国	93.5	89.1	91.1	単位：万件	県	3,281	3,131	3,500	単位：件	市町村	2,712	2,632	3,556	単位：件	年度	県(補正を含む) 千円	国(補正を含む) 百万円	平成30年度	72,395	2,880	平成29年度	108,265	4,680	平成28年度	107,214	5,480
区分	H27年度	H28年度	H29年度	備考																															
国	93.5	89.1	91.1	単位：万件																															
県	3,281	3,131	3,500	単位：件																															
市町村	2,712	2,632	3,556	単位：件																															
年度	県(補正を含む) 千円	国(補正を含む) 百万円																																	
平成30年度	72,395	2,880																																	
平成29年度	108,265	4,680																																	
平成28年度	107,214	5,480																																	

【県の取組状況】

＜教材開発等＞

- ・幼児期向け：大型紙芝居、大型絵本教材を作成・配布
- ・小学生・中学生向け：小学校家庭科及び中学校社会科（公民）用教材として、それぞれ「消費生活と環境」、「消費生活と経済」に関するDVD及び学習指導案等を作成・配布
- ・特別支援学校（高等部）向け：消費者トラブルとその対処法等及び消費者市民社会の意義等を内容とするパワーポイント資料と学習案を作成

＜出前講座＞

- ・学校や企業等からの求めに応じ、出前講座を実施

＜啓発パンフレット等＞

- ・H29年度、20代～30代の成人を対象に短時間で消費生活トラブル事例や対処法等を解説する小型のパンフレット2種を作成
- ・特殊詐欺被害防止テキスト及び特殊詐欺被害防止ゼロ作戦事例集を作成
- ・特殊詐欺被害防止のためのPOPを作成し、コンビニエンスストアに設置依頼

＜メディアを活用した啓発＞

- ・県政だより、新聞、県生協の機関紙等を活用

＜とっとり消費者大学「公開講座」＞

- ・教育機関や広域的団体が主催する消費者トラブル被害防止講座や消費者教育講座へ講師を派遣し、消費者教育の機会を提供

＜とっとり消費者大学「くらしの経済・法律講座」＞

- ・県内の高等教育機関4校と消費生活センターが連携し、H19年度からとっとり消費者大学「くらしの経済・法律講座」として、学生及び一般の方が体系的かつ高度な消費者教育を受けられる機会を提供

＜消費者月間＞

- ・5月の消費者月間に合わせ、県内の大型商業施設、県内の大学で啓発活動を実施

＜その他＞

- ・H30年度から、消費者庁が作成（H29年3月）した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」の授業での活用を県内高等学校に依頼